

焼津市告示第86号

焼津市雨水貯留浸透施設設置補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年3月29日

焼津市長 中野 弘道

焼津市雨水貯留浸透施設設置補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、市内における雨水の流出抑制及び地下水の涵養を図り、総合的な治水対策を推進するため、住宅等の敷地に雨水貯留浸透施設の設置を行う者に対し、予算の範囲内において、雨水貯留浸透施設設置補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、焼津市補助金等交付規則（昭和60年焼津市規則第1号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅等 住宅、事務所、店舗その他の雨どいのある建物をいう。
- (2) 雨水浸透ます 住宅等の敷地内に降った雨水を地中に浸透させることにより、河川等への流出を抑制するとともに、地下水の涵養を図る施設をいう。
- (3) 雨水貯留タンク 住宅等の敷地内に降った雨水を貯留することにより、河川、下水道等への流出を抑制する施設をいう。
- (4) 雨水貯留浸透施設 雨水浸透ます及び雨水貯留タンクをいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱により補助金の交付を受けることができる者は、市内において雨水貯留浸透施設の設置を行うものとする。ただし、次に掲げる指定地又は区域内に雨水浸透ますを設置しようとする者及び国、他の地方公共団体等から当該雨水貯留浸透施設の設置に関し同種の補助金等の交付を受ける者は、補助の対象としない。

- (1) 砂防指定地
- (2) 地すべり防止区域
- (3) 急傾斜地崩壊危険区域
- (4) 法面の安定性を損なうおそれのある区域その他の雨水浸透ますを設置することが適切でないと市長が認める区域

(補助対象施設)

第4条 補助金の交付の対象となる雨水貯留浸透施設（以下「補助対象施設」という。）は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める基準により設置されるものとする。

- (1) 雨水浸透ます

ア 別図に定める雨水浸透ますA型の構造を有する施設であること。ただし、

設置する場所の状況により雨水浸透ますA型により難しい場合は、別図に定める雨水浸透ますB型の構造を有する施設とすることができる。

イ 設置により周辺のがけ、擁壁等に崩壊等の悪影響を及ぼすおそれがないこと。

ウ 設置する数が、次に掲げる住宅等の建築面積の区分に応じ、それぞれに定める数以内の数であること。

(ア) 50平方メートル未満 1基

(イ) 50平方メートル以上 2基

(2) 雨水貯留タンク 既製品であって、住宅等1棟につき設置する雨水貯留タンクの貯留容量の合計が200リットル以上であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象施設としない。

(1) 焼津市開発許可指導基準（平成12年焼津市告示第71号）に基づき、住宅等の敷地内に設置するとき。

(2) この要綱に基づき補助金の交付の対象となった雨水貯留浸透施設を、改造し、修理し、又は設置し直すとき。

(3) その他市長が補助金の交付を行うことが不適當であると認めるとき。

（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、補助対象施設の設置に要する経費に相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、次の各号に掲げる雨水貯留浸透施設の区分に応じ、住宅等1棟当たり当該各号に定める額を限度とする。

(1) 雨水浸透ますA型 10万円に設置する当該施設の数に乗じて得た額

(2) 雨水浸透ますB型 5万円に設置する当該施設の数に乗じて得た額

(3) 雨水貯留タンク 3万円

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、雨水貯留浸透施設の設置に係る工事に着手する前に、住宅等1棟ごとに、雨水貯留浸透施設設置補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 位置図

(2) 写真（工事に着手する前の状況が分かるもの）

(3) 住宅等の配置図に雨水貯留浸透施設の設置箇所を示した図面

(4) 雨水貯留浸透施設構造図

(5) 雨水貯留浸透施設設置工事に係る見積書の写し

(6) 誓約書兼同意書（第2号様式）

(7) その他市長が必要であると認める書類

（交付の決定）

第7条 市長は、補助金の交付の申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定をするものとする。

2 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、その決定の内容を雨水貯留浸透施設設置補助金交付決定通知書（第3号様式）により、補助金の交付を決定した者（以下「交付決定者」という。）に通知するものとする。

（交付の条件）

第8条 前条第1項の交付の決定には、次に掲げる条件を付すものとする。

(1) 次のいずれかに該当する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。

ア 補助対象施設の内容を変更し、又は設置を中止しようとする場合

イ 補助対象施設を設置した日から起算して7年を経過する前にそれを廃止しようとする場合

(2) 補助対象施設の設置が予定の期間に完了しない場合又は設置の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。

（変更等の承認申請）

第9条 交付決定者は、前条第1号アの規定により市長の承認を受けようとする場合は、変更(中止)承認申請書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。この場合において、補助対象施設の内容を変更しようとするときは、次に掲げる書類を添えるものとする。

(1) 写真（補助対象施設を変更する前の状況が分かるもの）

(2) 住宅等の配置図に雨水貯留浸透施設の設置箇所を示した図面

(3) 雨水貯留浸透施設構造図

(4) 見積書の写し

(5) その他市長が必要であると認める書類

（実績報告）

第10条 交付決定者は、補助対象施設の設置工事が完了したときは、完了から30日以内に、雨水貯留浸透施設設置完了報告書（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 工事写真（着手前及び完了後の様子が分かるもの。雨水浸透ますにあっては、施工中の写真も添付すること。）

(2) 領収書の写し

(3) その他市長が必要であると認める書類

（補助額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地確認を行い、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、雨水貯留浸透施設設置補助金交付確定通知書（第6号様式）により、交付決定者に通知するものとする。

（請求の手續）

第12条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、速やかに雨水貯留浸透施設設置補助金請求書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

（維持管理）

第13条 補助金の交付を受けた者は、雨水貯留浸透施設の維持管理に当たっては、その機能を損なわないように、保守点検及び清掃を定期的に行うものとする。

2 交付決定を受けた雨水貯留浸透施設を譲渡しようとするときは、その譲受人に対し、維持管理の必要があることを説明し、その理解を得るよう努めなければならない。

(施設の廃止)

第14条 交付決定者は、第8条第1号イの規定により市長の承認を受けようとする場合は、雨水貯留浸透施設廃止承認申請書(第8号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 雨水貯留浸透施設を廃止する箇所の写真

(2) 雨水貯留浸透施設設置補助金交付確定通知書の写し

(廃止決定の通知)

第15条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、廃止を認める場合は、雨水貯留浸透施設廃止決定通知書(第9号様式)により通知するものとする。

(補則)

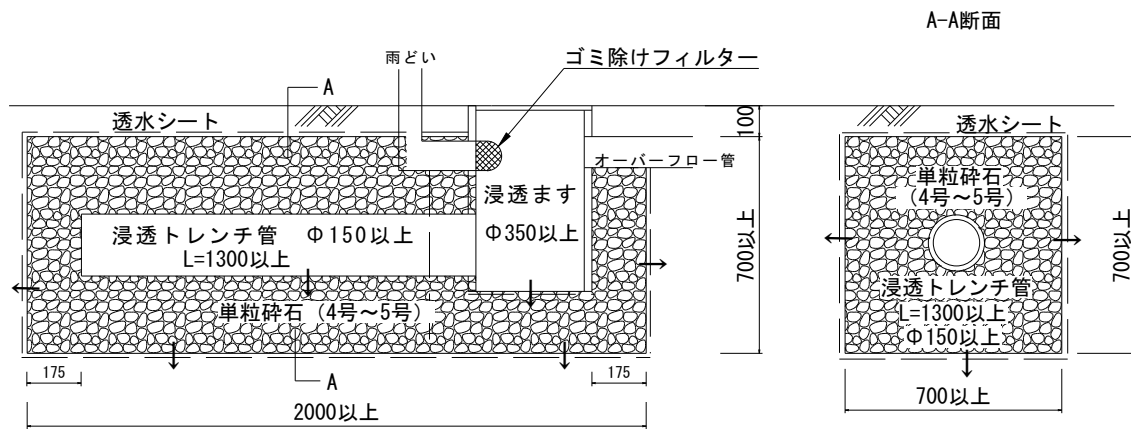
第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

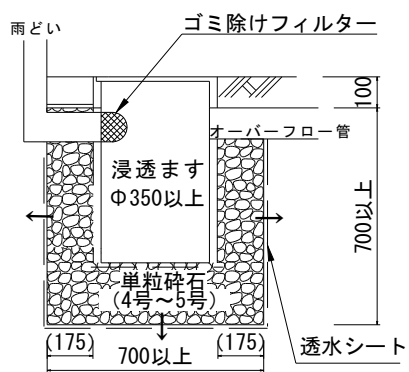
この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別図（第4条関係）

(1) 雨水浸透ます A 型



(2) 雨水浸透ます B 型



単位ミリメートル

第 1 号様式（第 6 条関係）

雨水貯留浸透施設設置補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）焼津市長

住所

申請者 フリガナ 氏名又は名称

電話

メールアドレス

雨水貯留浸透施設の設置をしたいので、補助金を交付されるよう関係書面を添えて申請します。

施 工 箇 所 等				
雨 水 貯 留 浸 透 施 設	区 分	雨水浸透ます A 型	容 設 置 数 又 は 量	基
		雨水浸透ます B 型		基
		雨水貯留タンク		リットル (基)
設置工事開始予定年月日	年 月 日			
設置工事完了予定年月日	年 月 日			
施 工 予 定 金 額 (見 積 金 額)	円			
交 付 申 請 額	円			
施 工 予 定 業 者	住 所			
	施工業者名			

（注）施工予定業者欄は、施工を業者に依頼する場合に記入してください。

添付資料（1）位置図

- （2）写真（工事に着手する前の状況が分かるもの）
- （3）住宅等の配置図に雨水貯留浸透施設の設置箇所を示した図面
- （4）雨水貯留浸透施設構造図
- （5）雨水貯留浸透施設設置工事に係る見積書の写し
- （6）誓約書兼同意書（第 2 号様式）
- （7）その他市長が必要があると認める書類

（焼津市記入欄）

受付番号	
------	--

誓約書兼同意書

私は、焼津市雨水貯留浸透施設設置補助金の申請に当たり、次の事項について誓約し、及び同意します。

- 1 雨水貯留浸透施設の設置後、施設自体に変形、破損、浮き上がり等が生じ、又は施設の異常からその他のものに事故、問題等が生じた際は、当方が一切の責任を負います。
- 2 雨水貯留浸透施設の設置から7年を経過し、又は雨水貯留浸透施設廃止決定通知書（第9号様式）による通知を受けるまでは、施設の保守点検及び清掃を定期的に行い、機能を正常に保つよう努めます。また、それに要する費用は当方が負担します。
- 3 転居等に伴い雨水貯留浸透施設を第三者に譲渡しようとするときは、その第三者に対し、この誓約書の内容を遵守する必要があることを説明し、その理解を得るよう努めます。
- 4 この補助金の申請に当たり、提出する書類の写しは、すべて原本と相違ありません。
- 5 この補助金の申請に関し、住民基本台帳に記録されている情報及び雨水貯留浸透施設の設置に関する国、他の地方公共団体等による同種の補助金の交付又は申請の状況について調査されることに同意します。

年 月 日

（宛先）焼津市長

住 所
申請者
氏 名（署名）

第3号様式（第7条関係）

雨水貯留浸透施設設置補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

焼津市長



年 月 日付けで申請があった雨水貯留浸透施設設置補助金の交付について、次のとおり決定します。

1 決定の内容

交付決定金額 円

2 交付の条件

- (1) 次のいずれかに該当する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。
 - ア 補助対象施設の内容を変更し、又は設置を中止しようとする場合
 - イ 補助対象施設を設置した日から起算して7年を経過する前にそれを廃止しようとする場合
- (2) 補助対象施設の設置が予定の期間に完了しない場合又は設置の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (3) 雨水貯留浸透施設の維持管理に当たっては、保守点検及び清掃を定期的に行い、機能を正常に保つよう努めること。
- (4) 雨水貯留浸透施設設置を行った後、転居等に伴い当該施設を第三者に譲渡しようとするときは、その第三者に対し、存続及び維持管理の必要があることを説明し、その理解を得るよう努めること。

第4号様式（第9条関係）

変更（中止）承認申請書

年 月 日

（宛先）焼津市長

住所

申請者 フリガナ 氏名又は名称

電話

年 月 日付け第 号により補助金交付の決定を受けた雨水貯留浸透施設の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

1 計画変更の理由

2 変更の内容

3 添付資料

- (1) 写真（補助対象施設を変更する前の状況が分かるもの）
- (2) 建築物の配置図に雨水貯留浸透施設の設置箇所を示した図面（変更後のもの）
- (3) 雨水貯留浸透施設構造図（変更後のもの）
- (4) 見積書の写し（変更後のもの）
- (5) その他市長が必要があると認める書類

（注）設置を中止する場合は、関係書類は必要ありません。

第5号様式（第10条関係）

雨水貯留浸透施設設置完了報告書

年 月 日

（宛先）焼津市長

住所

申請者 フリガナ 氏名又は名称

電話

年 月 日付け第 号により補助金交付の決定を受けた雨水貯留浸透施設の設置が完了しましたので、報告します。

1 完了報告

該当項目	対象施設	設置数
	雨水浸透ますA型	基
	雨水浸透ますB型	基
	雨水貯留タンク	（合計 0） 基

2 完了年月日 年 月 日

3 設置に要した費用 _____円

4 添付書類

- （1）工事写真（着手前、施工中及び完了後の様子が分かるもの）
- （2）領収書の写し
- （3）その他市長が必要があると認める書類

（注）完了報告書は、補助対象施設の設置が完了した日から30日以内に提出してください。

第 6 号様式（第11条関係）

雨水貯留浸透施設設置補助金交付確定通知書

第 号
年 月 日

様

焼津市長



年 月 日付け第 号により決定した補助金の交付について、次のとおり交付額を確定したので、焼津市雨水貯留浸透施設設置補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

なお、速やかに雨水貯留浸透施設設置補助金請求書の提出をお願いします。

交付確定額 _____ 円

第 7 号様式（第12条関係）

雨水貯留浸透施設設置補助金請求書

年 月 日

（宛先）焼津市長

住所
申請者 フリガナ 氏名又は名称 ⑩
電話

年 月 日付け第 号により補助金の交付額の確定の通知があった補助金として、焼津市雨水貯留浸透施設設置補助金交付要綱第12条の規定により下記のとおり請求します。

記

1 支払請求金額

_____ 円

2 振込先

振込先金融機関	金融機関名称	(該当するものを○で囲んでください) 銀行 本店 金庫 支店 農協 支所 漁協 出張所
	口座の種別	普通 ・ 当座 (該当するものを○で囲んでください)
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義人	

第 8 号様式（第14条関係）

雨水貯留浸透施設廃止承認申請書

年 月 日

（宛先）焼津市長

住所

申請者 フリガナ 氏名又は名称

電話

年 月 日付け第 号により補助金交付確定通知を受けた雨水貯留浸透施設を廃止したいので、承認されるよう申請します。

1 廃止の理由

2 添付資料

- (1) 雨水貯留浸透施設を廃止する箇所の写真
- (2) 雨水貯留浸透施設設置補助金交付確定通知書の写し

第 9 号様式（第15条関係）

雨水貯留浸透施設廃止決定通知書

年 月 日

様

焼津市長



年 月 日付けで申請がありました、雨水貯留浸透施設の廃止について承認
します。